

朝霞市ストリートライブ活動遵守事項

- 1 認定を受けた演奏者等は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 発電機、ドラムは使用できない。ただし、アンプ（電池式又はバッテリー式に限る。）の使用については、朝霞市が定める地点においてのみ、音量を計測した上で、基準値（80デシベル）以下において使用することができるものとする。
 - (2) 活動できる日時は、毎月6回以内で市が指定する日とし、1月から5月まで及び10月から12月までは午前11時から午後5時まで、6月から9月までは午後3時から午後7時までとし、活動終了後は速やかに退去することとする。
 - (3) 通行人や店舗の利用者の妨げにならないよう、通路を確保しなければならない。また、観客に対して、地面に座り込んで通行を妨げないよう協力を呼びかけることとする。
 - (4) 活動が終了したときは、周辺のごみ拾いなどの掃除を行うこととする。
 - (5) 駅周辺の道路上で自主制作CD、チケット等を販売する行為及び観客等から金銭を授受する行為は、行ってはならない。
 - (6) 活動希望日の申込みは、希望する日の属する月の前月の末日までに、所定の方法により事前に行うこととする。
 - (7) 活動を行うときは、第7条第4項の規定に基づき、市長が交付した認定証を観客及び通行人等によく見えるように掲示することとする。
 - (8) 活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、認定を受けた者の自己の責任において解決することとする。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市の指示に従うこととする。
- 2 認定された者の活動は、駅周辺の活性化のための事業を行う場所として、市が道路使用許可を受けた場所で行うものとする。